

佐賀県における基本計画の概要

計画のポイント

佐賀県には、地震や台風等の自然災害が少ないというBCP面での優位性、高速道路や鉄道の九州のクロスポイントであり隣県も含め航空路線や国際航路が豊富であるというロジスティクス面での優位性等あり、製造業の進出が活発化している。これらを生かして、製造業を中心とした企業の集積を後押しすることにより、産業の活性化や地場企業への波及効果を目指す。

促進区域

佐賀県内全域（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町）

経済的効果の目標

1件あたり3,557万円以上の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を60件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.36倍の波及効果を与え、促進区域で2,902百万円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑤のいずれか）】

- ①佐賀県の輸送用機械関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
※産業集積のある産業は「輸送用機械関連産業」「半導体関連産業」「食品関連産業」「医療・医薬品関連産業」
- ②佐賀県の化粧品関連産業のネットワークを活用したコスメティック産業分野
- ③佐賀県の九州自動車道等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野
- ④佐賀県の九州自動車道等の交通・物流インフラを活用した流通関連分野
- ⑤佐賀県のICT関連のビジネス環境を活用した第4次産業革命関連分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：3,557万円以上

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：1%増加
- 雇用者数：1%増加
- 売上げ：1%増加
- 雇用者給与等支給額：6%増加

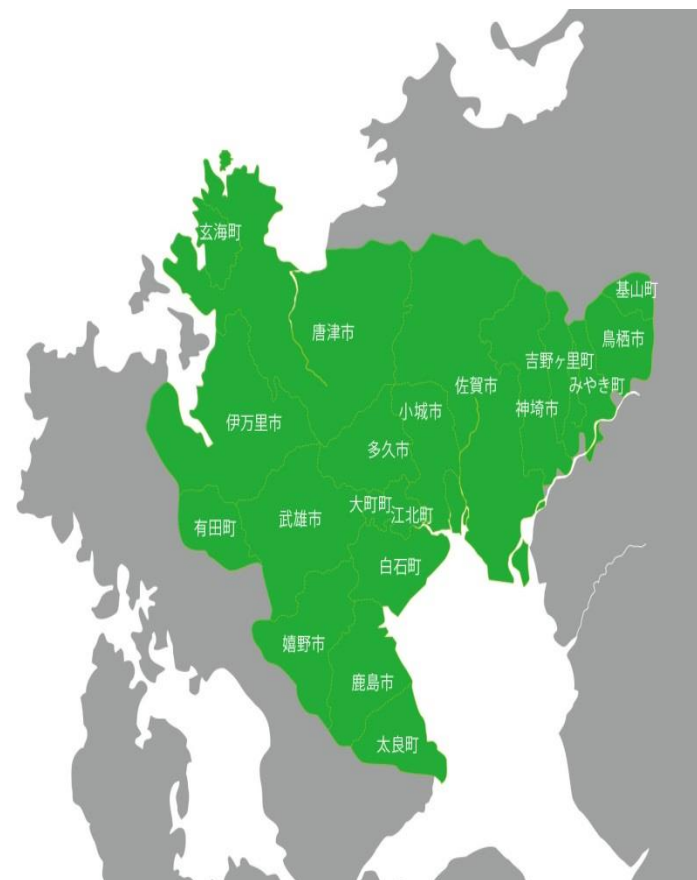
制度・事業環境の整備

- 固定資産税の減免措置の創設
- 地方創生推進交付金の活用、情報処理の促進のための環境整備（さが統計情報館の活用等）、事業者からの事業環境整備の提案への対応、人材確保のための取組、ビジネスマッチングの支援 等

地域経済牽引支援機関

国立研究開発法人産業技術総合研究所九州センター、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター、佐賀県工業技術センター、佐賀県産業イノベーションセンター、（一社）ジャパン・コスメティックセンター（JCC）

《促進区域図》



計画期間

計画同意の日（平成29年9月29日）から令和5年度末日
又は新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日まで